

# 樹木葬

自然に還る、自然葬の魅力



まちだ

今年2月より樹木葬の販売を始め、5ヶ月が経ちました。

将来に対する備えの中で「お墓」をどのように継いでいくのか。

私たちもこれまで関わりの薄かった部分でしたが、現地見学会での「こんなお墓を待っていた。」「興味があつたが、良く分からなかった。良い機会を持てた。」という声に、樹木葬の取り組みを始めて本当に良かったと感謝しております。

また、墓じまいのご相談も多く寄せられています。墓じまいをして改葬（諸手続きを経てお墓を移すこと）まで、責任を持って対応させていただきます。

お墓は家族の「心の拠り所」であり、家族にとってなくてはならないものです。有り方は変わっても、守っていかなければならないもの。変わりゆくものと不変であるものをよく理解し、今後もお手伝いをさせていただきます。

今月、暑い中にはなりますが現地見学会を行います。下記日程で午前中だけ行う予定です。送迎も用意しておりますので、興味のある方はご参加下さいませ。お待ちしております。

7月

20日 (土)

21日 (日)

27日 (土)

28日 (日)

9:00~12:00

城見ヶ丘 樹木葬エリア

## 現地見学会開催

永代使用料、管理料、  
銘板付【1区画 約10cm角】

25万円(税込)

安心の  
永代供養

生前  
申込みOK

これまでの  
宗旨・宗派不問

承継者不要

## 墓じまい、墓地の無料相談会も同時開催中

ご購入者全員にプレゼント致します

ドリーマーならではの **限定特典**

RAMIEO CHAIR

カタログギフト

特典① **Ramie** (ラミー)

特別割引券 **10,000円**

Dreamer corporation  
ドリーマーで使える

特典② **施行割引券**

冠婚葬祭に使用できます

※特典には限りがあります。

各葬祭館より **無料送迎いたします!**

もちろん現地へ直接お越し頂いてもOKです

送迎(4日間とも同時刻です)

9:00 神田葬祭館 発  
9:30 高知葬祭館 発

現地ご見学・ご相談会

11:30頃 神田葬祭館 着  
12:00頃 高知葬祭館 着



お問い合わせ・お申し込みは

販売代理 株式会社 **ドリーマー高知葬祭館**

受付時間 AM10:00~PM6:00 (年中無休 ※年末年始を除く)

〒780-0071 高知県高知市高埔11-24 TEL.088-883-8611

**0120-370-983**

ドリーマー 樹木葬 検索

## お盆の豆知識 ~お盆のはじまり~

お盆とは、7月15日を中心に行われていた先祖の御霊を祀る行事のことです。しかし、年によって旧暦のお盆の日が一定しない為に1ヵ月遅れの8月15日に行うお盆が始まったと考えられており、現在では8月15日前後が主流となっています。お盆休みの期間を利用して家族や親族が集まるのが理由のひとつになっていると思われ、高知でも「月遅れ盆」で8月15日を中心に行うところが多くなりました。地域によっては、7月15日を挟んで行っているお家もあります。

**新盆：7月13日~7月15日 月遅れ・旧盆：8月13日~8月15日**

仏教では、お釈迦様の弟子が自分の母親を助けるために7月15日に供養したことからお盆が始まったとされています。また、お釈迦様の生まれたインドでは、僧は一カ所に落ち着いて修行を行い、7月15日に修行を終える僧にお布施をすれば先祖の供養になると考えられており、それがお盆の起源だとも言われています。

### お盆の迎え方

**お墓参り**

お盆月の13日夕方までにお墓参りに行き「お盆の期間は家に帰って来てください」とご先祖様の霊にお願いをします。

**迎え火**

昔は、お盆月の13日夕方から夜通しで「たいまつ」を家の前で焚いていましたが、現在は住宅事情などにより、市販されている迎え火のセット等を使われる方が増えています。

**送り火**

昔は、お盆月の16日夕方から夜通しで「たいまつ」を家の前で焚いていましたが、迎え火同様に簡素化されているようです。

皆さんは、お墓参りの際、普段どんなお花をお供えますか？お盆には白い花が基本とされてきましたが、最近では黄色・紫・ピンクなどの明るい色と一緒に供える方も増えてきました。「初盆」「新盆」については白い花で統一して飾ることが一般的です。故人の好きな花をお供えされる方が増えていますが、トゲのある花・香りの強い花・毒のある花・つる性の花はふさわしくないとされていますので気をつけましょう。

# お葬儀かわら版

ドリーマー

第53号

## 終活項目その12① 亡くなられた後の諸手続き

亡くなられた方の様々な手続きの関係です。御葬儀が終わっても様々な手続きがありますので2回にわたって説明していきます。

今回は、「葬祭費や埋葬料の請求」と「年金の関係」についてご紹介いたします。

### 葬祭費や埋葬料の請求

具合が悪くなって病院へ行く時に保険証を持っていきますよね？その保険証も各所へ返還に行くこととなりますが、その際に葬祭費や埋葬料を請求しましょう。少しですがお金が返ってきます。各保険によって支給金の名前が違いますが、お金が返ってくるに関しては一緒です。

サラリーマン等の方	健康保険	埋葬料	一律5万円	勤務先
※扶養に入っていた家族が亡くなられた場合も該当します				
自営業等の方(75歳までの方)	国民健康保険	葬祭費	一律5万円	各市町村
75歳以上の方	後期高齢者医療保険	葬祭費	一律3万円	各市町村

※国民健康保険・後期高齢者保険…金額は、高知市在住の方の場合です

※サラリーマン等で業務中や通勤途中などで亡くなられてしまい労働者災害補償保険(一般に言う労災保険)の対象になる場合は、「葬祭料」として、更に金額の高いものになり支給される場合があります。

### 年金の関係

偶数月に支給がある年金ですが、亡くなられた月の分まで受給の権利があります。**(例：7月に亡くなられたら7月分までの受給権利)**

亡くなられた月の分まで忘れずにきちんと手続きしましょう。

未支給年金の手続きは、年金の種類により場所が異なります。

国民年金のみ	各市町村役場の年金係へ
その他厚生年金等の方	各年金事務所へ

亡くなられた方の年金は未支給年金の手続きで終わりですが、更に別件として、ご健在な方のこれからの年金も調べてみて下さい。例えばご主人様を亡くされた奥様の場合、受給できる年金が増える可能性もあります。